平成 25 年第 16 回教育委員会定例会記録

平成 25 年 10 月 30 日 (水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 25 年 10 月 30 日 (水) 午後 2 時 00 分~午後 3 時 00 分

場 所 教育委員会室

出席委員委員長馬場俊一 委員長田中奈那子

委 員 對 馬 初 音 委 員 折 井 麻美子

教 育 長井 出隆 安

欠席委員なし

出 席 説 明 員 事 務 局 次 長 吉 田 順 之 $\frac{生涯学習スポーツ}{担 当 部 長 本 橋 正 敏$

中央図書館長 武 笠 茂 庶 務 課 長 北 風 進

教育人事简井鉄也学務課長岡本勝実

特 別 支 援 カ まどか 学校:

学校支援課長 青 木 則 昭

学校整備課長 喜多川 和 美

ス ポ ー ツ 髙 橋 光 明振 興 課 長

済 美 教 育 田 中 稔

済美教育センター 統括指導主事 出 町 桜一郎

済美教育センター 就学前教育担当課長 加 藤 康 弘

事務局職員庶務係長井上廣行法規担当係長岩田晃司

担当書記仲野祥一

傍 聴 者 数 1名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 平成25年度教育委員会事務局における計画事業等の進行管理について (第2四半期分)
- (2) 指導教諭の導入について
- (3) 特別支援教育の施設環境整備について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

(協議事項)

(1) 杉並区小中一貫教育基本方針の改定について

目 次

議事録	:署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・4
報告事項	
(1)	平成 25 年度教育委員会事務局における計画事業等の進行管理について
	(第2四半期分)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(2)	指導教諭の導入について・・・・・・・・・・・・・・8
(3)	特別支援教育の施設環境整備について・・・・・・・・・・・13
(4)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・17
協議事項	
(1)	杉並区小中一貫教育基本方針の改定について・・・・・・・・18

委員長 こんにちは。昨日、無事にウィロビー市での中学生海外留学事業から一行がお帰りになりました。関係の皆様、本当にお疲れさまでした。子どもたち非常にいい笑顔で、たくさんの勉強をしてきたり、思い出ができたりということで、すばらしかったなというふうに思います。また、報告会を含めて楽しみにしたいなというふうに思います。

それでは、ただいまから平成25年第16回杉並区教育委員会定例会を開催いた します。

本日の議事録の署名委員は、折井委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

本日の議事日程はご案内のとおり、報告事項が4件、協議事項が1件となって おります。

それでは、日程第1 報告事項の聴取を行います。

はじめに「平成 25 年度教育委員会事務局における計画事業等の進行管理について (第2四半期分)」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 私からは平成 25 年度教育委員会事務局における計画事業等の進行管理 (第2四半期分)についてご報告を申し上げます。

当該進行管理につきましては、第1回目の報告で、各事業の概要、目標等につきまして、既にご説明をしているところでございますので、今回以降は事業の進捗状況につきまして、ご報告をいたしたいと存じます。資料を用意してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

まず、No. 1 「新しい学校づくり推進基本方針の策定」ですが、第1四半期では、基本方針策定会議等で素案の検討を進めてまいりましたが、第2四半期では、同方針の骨子(案)をまとめ、前回の教育委員会で協議をしたところでございます。ほぼ計画どおりの進捗でございます。

次に、No. 2「高円寺地域小中一貫新しい学校づくり計画の策定」でございますが、第1四半期では、取組計画どおり、新しい学校づくり計画素案を策定し、6月 26 日の教育委員会でご報告をさせていただきました。第2四半期におきましては、学校関係者等との意見交換を踏まえました計画案のパブリックコメントを9月 21 日から 10 月 21 日まで実施をし、現在、意見の集約中で、計画どおりの進捗状況でございます。

次に、No. 3 「スポーツ推進計画の策定」でございますが、6月 21 日から 30

日間、パブリックコメントを行い、「健康スポーツライフ杉並プラン」案は27件37項目のご意見をいただき、8月28日の教育委員会に付議をし、取組計画どおり9月に策定をいたしました。9月23日には、元オリンピック代表選手を招きまして、オリンピック・パラリンピックの東京開催決定の祝賀とともに、スポーツ推進計画の普及イベントを実施したところでございます。

次に、No. 4「学校開放施設の使用料改定等の見直し【行革】」でございますが、 第1四半期では、使用料を有料化する見直し案につきまして、検討を行いました。 第2四半期におきましては、「使用料等の見直し(素案)」につきまして、学校開 放連合協議会会長等に意見をお聞きしたところでございます。

次に、No. 5 「幼保小連携カリキュラムの策定」でございますが、第1四半期におきましては、カリキュラム策定委員会等でカリキュラムについての基本的な考え方の検討や、具体的な課題等につきまして、協議を進めてまいりました。第2四半期におきましては、接続期に子どもに経験させたい内容例をはじめ、カリキュラム骨子案の検討を進めてございまして、取組計画どおりの進捗状況でございます。

次に No. 6「『次世代育成基金』を活用したオーストラリア・ウィロビー市との交流事業」でございますが、第1四半期におきましては、派遣生徒の募集を行ったところでございますが、第2四半期では、派遣生徒を決定したうえで、事前学習を重ねまして、出発までの準備を整えました。そして、先ほど委員長からもお話がございましたとおり、10月17日からウィロビーに出発をしまして、昨日29日、無事に帰国をしたところでございます。異文化に触れた子どもたちは、来年1月の成果発表に向けて、今後、事後学習等進めてまいります。

次に、No. 7「部活動活性化事業のモデル実施」でございますが、第1四半期におきましては、対象とする部活動や、選定方法等の検討を行い、選定委員会を設置しまして、8 校 19 部活動の契約を行いました。第2四半期におきましては、事業を開始した学校を訪問し、指導状況の把握に努めるとともに、新たな課題の発見とその対応を行ってきたところでございます。

次に、No. 8「特別支援教育の充実」でございますが、第1四半期で設置をいたしました特別支援教育推進委員会、また施設整備検討部会及び推進体制検討部会におきまして、第2四半期では、本日、報告にございますけれども、済美養護学校の整備内容の検討及び年度内の改修に向けた準備、情緒障害傾向のある児童

のための情緒・言語教室の併設に関する調整、学齢期発達支援事業の対応についての検討を行ってございます。

次に、No. 9「いじめ対策の充実」でございますが、第2四半期におきましては、8月4日に中学生自らが主体となりまして、杉並中学生生徒会サミットを開催するため、また全中学校でいじめをなくす活動をするために、区立中学校生徒、役員が集まりまして話し合いを行いました。そして、サミットで話し合われた内容を小学生にも伝え、小学校と中学校が協力をしていじめをなくすための取組を進めているところでございます。また、いじめ電話相談のフリーダイヤル化の検討を行ってございます。

次に、No. 10「地域教育推進協議会の新規設置」でございます。第1四半期におきましては、6月 12 日の教育委員会におきまして、高円寺地区を新たなモデル地区に選定することが了承され、高円寺地区の関係者への説明を進めてまいりましたが、第2四半期におきましては、地域教育推進協議会事務局会議の開催や、高円寺老舗盆おどりでの中学生企画店の出店など、地域教育推進協議会の活動を開始したところでございます。

次に、No.11「新泉和泉地区小中一貫教育校施設整備」でございますが、第1 四半期に着手しました和泉中学校校庭に新たに小学校校舎を建設するため等の 切回し工事につきましては、第2四半期についても予定どおり進んでいるところ でございます。また、新泉和泉地区小中一貫教育校の工事につきましても、計画 どおり近隣住民に対する工事説明会を実施したうえで、新泉小学校の改修工事や 表層改良工事に着手をしてございます。

次に No. 12「老朽化校舎改築計画の検討」ですが、第1四半期におきましては、 区の施設再編計画素案の進捗に合わせて検討してきたところでございますが、第 2四半期におきましては、区の施設再編整備計画素案が示されたことから、両計 画間の整合性について調整を図り、現在、学校施設老朽改築計画素案の修正作業 を行っているところでございます。

次に、No.13「富士見丘小学校学習環境調査・検討」でございますが、富士見丘小学校に隣接してございます都市計画道路放射第5号線の供用開始に伴う学習環境等への影響の把握や、その対策についての方向性につきまして、8月に第1回教育環境懇談会を開催し、検討を進めているところでございます。

次に、No.14「妙正寺体育館の改築」でございますが、9月にアスベスト及び

土質調査が完了し、用途許可申請の事前相談を実施いたしました。当初、8月に行われる予定でございました景観審議会については、12月に変更する予定でございます。

次に、No.15「区立施設の再編(学校施設・設備基準の見直し、図書館、科学館、体育施設)」でございますが、区立施設の再編整備計画を区として策定するに当たり、教育委員会所管の施設につきまして、主管課としての方針をまとめ、区長部局と調整し、9月 17 日に区から区立施設再編整備計画素案が公表されました。これを受けまして、学校整備課、中央図書館、生涯学習推進課、スポーツ振興課では、関係者への説明を行ったところでございます。

最後に、No. 16「体育施設の使用料・手数料等の見直し」でございますが、適正な利用者負担に向けまして、体育施設の使用料の見直し、登録団体の優遇措置のあり方、登録基準の見直し方針につきまして、区の方針を踏まえつつ、検討してまいりましたが、9月 17 日に区から使用料等の見直し素案が公表されたことを受けまして、関係団体への説明を行ってございます。また、新たな公共施設予約システムの改修プロポーザルの公募を行ったところでございます。

以上が第2四半期分のご報告となります。

一部で実施時期の変更がございましたが、全項目おおむね取組計画どおり進んでございまして、今後も区長部局や関係機関の動向も踏まえまして、着実に事業の実施を進めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございました。多くの項目がありまして、これまで教育委員会 の方でも、それぞれ、随時、進行状況についての報告をいただいていたものです けれども、おおむね予定どおりといいますか、そのような形で進められていると いうことですけれども、ただいまのご説明に、ご質問等ありましたら、お願いし たいと思います。

田中委員 今までにご説明いただいていたので、大体、状況はわかっておりますけれども、1つだけ、いじめ電話相談の件なのですけれども、0件になっていて、今後、検討課題ということなのですけれども、全く相談がなかったのでしょうか。

庶務課長 9月分が0件。

田中委員 9月分ということなのですね。

庶務課長 はい。

田中委員わかりました。今までにどのくらいあるのですか。

済美教育センター所長 10 月末で 21 件というふうな話を聞いています。

ただ、やはり課題としては、当初は相談があったのですけれども、少しずつ少なくなってきたというふうな状況があります。各学校でのいじめ対策が充実したから減っていったというわけではないと思いましたので、いろいろなところと相談しまして、今回は電話相談無料化というような動きをしまして、今、センターの方に無料の電話回線を引きました。そして 11 月から運用ということで、ちょうど 11 月が「ふれあい月間」という、いじめ防止月間ですので、そこで、もう一度、周知の仕直しというような状況になっております。

委員長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

質問ではないんですけれども、特別支援教育の充実の中で、各校でも特別支援 教育というものの推進というのは言われていますので、その辺、それぞれ学校の 中でコーディネーターを含めて、委員会組織がされていると思うのですけれども、 各学校での特別支援教育というものについても、あわせて充実していくよう、さ らに推進していただければというふうに思っております。

特別支援教育課長 おっしゃっていただいたとおりに、特別支援の関係につきましては、それぞれの学校が学校の中できちんと体制を整備し、特別支援学級があったり通級学級がある学校だけではなくて、やはり全ての学校でそういう子どもたちの支援ができるような体制が非常に重要だというふうに考えてございます。特別支援コーディネーターの研修ですとか、その辺は今年、充実させていただいております。また、教育支援チーム等が、学校を巡回して、学校の校内支援体制がどうなっているかというところも見ながらやっているところでございますので、おっしゃっていただいたとおりに、引き続き努力してまいりたいというふうに思っております。

委員長 ありがとうございます。よろしくお願いしたいと思います。

他によろしいですか。

では、特にありませんので、ありがとうございました。

それでは次に、「指導教諭の導入について」の説明を教育人事企画課長からお願いいたします。

教育人事企画課長 私の方から、指導教諭の導入について、お手元の資料に沿って ご説明をさせていただきます。 東京都教育委員会が平成 26 年度から東京都内公立小中学校に指導教諭を導入することに伴いまして、本区においても指導教諭を導入することといたします。

はじめに指導教諭についてのご説明をいたします。指導教諭とは児童・生徒の教育を行うとともに、教諭等に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う職でございます。

主な職務内容は年3回程度の模範授業や公開授業の実施などとなってございます。

職の法的な位置付けでございますが、学校教育法により、記載のとおり定められております。

次に職級の位置付けでございますが、4級職に位置付け、従来の主幹教諭と同 等の職級となります。

任用数でございますが、全都において小学校で約210名、中学校で約130名の予定で、換算しますと一教科につき全都で20名程度となります。よって、地区ごとに配置することが困難なため、都全体をブロックに分けて、そこから1~4名程度任用するという方式をとっております。なお、これは今後5年間をかけて全教科等の任用を行うこととしております。ちなみに来年度は小中学校とも国語、算数、数学、理科の指導教諭が配置されることとなってございます。

次に任用方法でございますが、これは東京都選考要綱に基づきまして、東京都 の選考により合格者が決定するということになってございます。

なお、杉並区学校教育職員いわゆる区費教員への制度導入でございますが、先 ほど申し上げましたとおり、東京都教育委員会はブロックごとに配置を行い、そ の運用が他区にも関わるというものであるため、杉並区学校教育職員への制度導 入は行わないものといたします。

最後に今後の予定でございます。次回の教育委員会におきまして、管理運営規 則等の改正について付議する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

- **委員長** ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明にご意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
- **對馬委員** ここに出ている人数とか、それから約5年間をかけて全教科等の任用を 行うと書いてありますが、この人数は初年度というふうに理解すればいいのでしょうか。

教育人事企画課長 全員で 210 名です。 5 年間で 210 名です。

對馬委員 そうですか。では、初年度はそんなに多くはないということなのですね。 **教育人事企画課長** そうです。約5分の1ということになります。

對馬委員 わかりました。その5年間の中では区費教員への制度導入を行わないが、 将来的にはまだわからないというふうに考えていいのでしょうか。

教育人事企画課長 この任用数が約 210 名という、これは東京都の方で固めている 数字でございますので、多分、このままブロックごとの選定ということは続くと 思いますので、将来的に人数を大幅に増やすということがない限りは、区費教員 への導入は厳しいかなというふうに思っております。

對馬委員 わかりました。

委員長 他にいかがでしょうか。

教育長 今の件について、少し補足します。どんなに数が増えても区費教員は区を越えて指導することはできませんので、制度がブロックとして複数区を指導するという形である限りは、区費教員が例えば中野区教育委員会に所属する教員を指導するという立場にはなりません。ですから、いずれ、杉並区内の教員を指導する立場として杉並区学校教育職員指導教諭制というのをつくれば、いずれそれは可能になります。教育人事企画課長が言ったのは、そういったことも含めて、今後、都の指導教諭制と区の指導教諭制、いずれ、その辺を調整していく必要が出てくるかと思いますので今後の課題として残しておきたいということです。

委員長 他にいかがでしょうか。

折井委員 この指導教諭なんですけれども、基本的にどこかの小学校に所属をして その小学校で指導を行うということなのか、それともいろいろな学校を回って、 そのブロック内の学校を回って、指導をするということなのでしょうか。

教育人事企画課長 原則としては自分の今所属している学校で、模範授業や公開授業をするということで、特殊な事情がない限りは、外に出て指導するということは現在、考えていないということです。

委員長 よろしいですか。

私の方からいいですか。指導教諭なので、それだけの力を持っている教員が、 ということなのですけれども、受験をしようという意欲は、果たしてどの程度と 都は踏んでいるのかなというふうに思うのですが、その辺はどうでしょうか。

教育人事企画課長 概算で言いますと、約130名に1人の人間が指導教諭になると

いう形になります。ということで、選考方法は東京都教育委員会で定めているんですけれども、本年度で言いますと、校長会の方にそれに匹敵するような人間がいないかということで事前に投げかけをさせていただいて、私どもの方で授業観察をして、それに見合う人間を推薦するという形をとっておりますので、多分今後も私どもの方で確実に指導教諭として見合う人間を推薦をするという形をとっていきたいと思います。

- **委員長** 指導の力がある先生たちがかなりいると思うのですけれども、ことこういう形になってくると果たして、というのがどうかなというところがあるので、ぜひ受験者が多く出るといいなと思うのと、あともう1点は、各区市の方にも指導主事がそれぞれいるわけなので、指導主事の方たちにも現場で指導にあたるというか、本来の職務も含めてになると思うので、指導主事の先生方の活用と言ったら怒られてしまいますけれども、ぜひ指導主事の先生方にも力を注いでもらえるような、そんなことも考えていければなというふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。
- **教育人事企画課長** 指導主事と指導教諭のすみ分けにつきましては、導入前にもかなり議論がございまして、指導教諭というのはいわゆるスーパーティーチャーのような形で、今後も教員一筋でやっていくような人間が自分の今までの実践を外の模範授業や公開授業を通して見てもらって指導をしていくというふうな形で、指導主事につきましては年齢的にはまだそれに満たない年齢で広く新たな情報だとか、また他区市の状況を照会しながら研究を進めていくというような形として、授業そのものについての内容的な濃さについては、指導教諭の方に求めていくというふうなところが大きなすみ分けになっています。
- **委員長** ぜひ、指導主事の方も力があるので、そういった意味ではぜひ活用をしていただくような方向で考えていけるといいなというふうに思っています。
- **對馬委員** 既に主幹教諭とかになっている方も指導教諭になることはあるのですか
- **教育人事企画課長** 特例選考と言いまして、主幹教諭から指導教諭への選考もございます。
- **對馬委員** その方は主幹教諭であり、指導教諭でもあるということですか。
- **教育人事企画課長** 主幹教諭を一旦やめて、指導教諭になるということになります。 **委員長** よろしいですか。

教育長 先ほど委員長がお話しされた指導主事と指導教諭との関係なのですけれども、東京都教育委員会と特別区教育長会との間で議論していることの1つに、いわゆる地方教育行政法上規定された指導主事、これは教諭をもって充てるということになっているのですね。ですから管理職選考を受けなくても、指導主事にはなれるのです。他府県、指定都市では管理職選考を経ない指導主事もいます。これは、法令に定められた教諭をもって充てるというそれをそのまま適用しているのであって、東京都の場合は、指導主事は一応、管理職選考を経て合格者を指導主事に任用するという、まだ身分は教諭ですけれども、一応、管理職選考は合格している教諭を任用しています。

本来、指導主事は管理職選考を受けなくても任用できるわけですから、今、都 が進めている指導教諭制は、いわば管理職権限を持たない指導職、教諭をもって 充てる指導主事というのに一番近い形になるのですね。ですから今、指導主事が 不足をしている状況なのですけれども、今後、管理職選考を経ていわゆる管理職 としての指導主事になるコースと、それから教諭の身分、4級職のままで指導業 務に従事する指導教諭と、この2つが出てくるわけです。

いわゆる指導主事が学校を訪問して指導していた教科の指導法であるとか、評価の方法であるとかといった部分については、指導教諭が担当していくことになれば、指導主事の業務は軽減されて、管理職としての指導主事業務に専念することができるという利点もあります。

また、先ほど課長が言いましたように、管理職にはなるつもりはないけれども 先輩教諭として後進の指導にあたりたいという意志や意欲を持っている教員も いますので、そういう教員の道を開くためにも、この指導教諭制が定着すれば、 管理職にはならないけれども後進の指導にあたるという、こういった部分が充実 してくるものというふうに考えています。

今、杉並区が採用しました「準指導主事制度」は、これは23区26市の中で杉並区だけが採用している制度なのですけれども、いわばこの指導教諭制を先取りして、選考試験は受けないけれども指導業務にあたると。身分的には、現在の主任教諭あるいは主幹教諭ですけれども、職務上は指導主事として現場の教職員の指導にあたるという業務を行っています。ですから、多分、東京都は恐らく杉並区が採用した、名称は「準指導主事」という形を使うかどうかは別にして、主として指導にあたる指導教諭と、管理業務にあたる指導主事という、このあたりは

2本立てになっていくのだろうと。そのモデルを杉並が先につくったということです。

委員長 ありがとうございました。先を見ながらという部分で含めていくので、とにかく、先生方の力をつけていくのは本当に大きな永遠の課題であると思うし、 それぞれいろいろな形で努力をして力をつけてもらえるかなというふうに思っています。

特によろしいですか。では、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、「特別支援教育の施設環境整備について」の説明を特別 支援教育課長からお願いいたします。

特別支援教育課長 私から特別支援教育の施設環境整備について、2点ご報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

特別支援教育において、対象児童・生徒が増え続けております。慢性的な教室 不足の解消、児童・生徒の安全確保等、これまで以上に教育環境の改善が求めら れていることから、施設環境整備を行うことといたしました。

まず1点目でございます。済美養護学校の施設環境整備についてでございます。 1番目に現状と課題でございます。対象児童・生徒の増加に伴いまして、平成7年に児童・生徒 60 名規模となる大規模増改築を実施いたしました。しかし、その後も特別教室の転用や教室の分割改修などにより、教室をずっと確保してきたというような現状でございます。平成 26 年度以降も教室不足が想定され、中長期視点に立った対応が必要となっており、この間、検討を進めてきたものでございます。

2番目に対応策でございます。基本的な考え方といたしましては2点ございまして、区立特別支援学校と都立の特別支援学校との役割分担、通学についての選択制の導入など東京都と協議をし、課題解決に取り組んでまいりたいと思います。当面の間は済美養護学校の既存施設の改修、それから増築を行いまして、これにより受け入れ可能となる人数を定員といたしまして、区内小学校9校、中学校4校に、知的固定学級がございますので、そちらの対象児童・生徒を見直しいたしまして、知的固定学級の受け入れ拡大を行っていきたいと考えてございます。

2点目に施設の改修・増築でございます。平成 26 年の春季休業中に現在の校舎の廊下の読書コーナー、それから準備室を教室に改修いたしまして、2 教室を

確保してまいりたいと思います。こちらにつきましては平成 26 年度当初から供用を開始する予定でございます。平成 26 年度に現在の敷地の建ぺい率、容積率の上限まで校舎の増築を行いまして4 教室を確保いたします。平成 27 年度から供用を開始し、一旦、廊下の読書コーナー等を改修して教室にいたしましたところを元に戻し、トータルといたしまして5 教室の増という形で行いたいと思っております。

大きな2点目でございます。高井戸第四小学校での機能充実でございます。まず現状と課題です。発達障害を乳幼児健診等で発見をするなど早期療育が行われるようになったこと等から、情緒障害学級への通級希望者が非常に増加してございます。今年度当初、80名ほどの待機児童が生じていたというようなこともございましたので、改善を図りたいというふうに考えてございます。また、一方で、桃井第一小学校では、児童数の増加に伴い、教室不足が予想されておりまして、平成28年度には普通教室の確保が困難となる見込みでございます。そのために、現在、桃井第一小学校に併設されております難聴・言語障害学級(通級指導)を他校へ移設することで、教室を確保することが必要となってございます。

裏面へまいります。対応策でございます。情緒障害学級の待機解消のために高井戸第四小学校に情緒障害学級を新設したいというふうに考えてございます。 2 点目です。この同じ高井戸第四小学校に言語障害学級を併設したいと考えてございます。それは言語障害学級退級後に情緒障害学級への通級が必要となっている児童が相当数おりまして、両学級を併置することで今まで以上の効果が期待できるというふうに考えてございます。 3 点目です。高井戸第四小学校に桃井第一小学校の難聴・言語障害学級を移設した後、そこで使っていた教室を改修いたしまして普通教室として使っていきたいというふうに考えてございます。

今後のスケジュールでございますが、平成 26 年度は高井戸第四小学校で情緒・言語障害学級設置に向けた改修工事を夏休みに行いたいというふうに考えてございます。平成 27 年度には、そこの学級で授業を開始すると。併せまして桃井第一小学校から言語学級を移しますので、桃井第一小学校の教室の改修を行いまして、平成 28 年度から桃井第一小学校の普通教室を増加して使うような形を考えてございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明にご質問等ありま

したら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- **田中委員** 特別支援のお子さんたちが結構、先生方とマンツーマン方式で授業を受けていらっしゃる方たちも多いと思うのですけれども、来年度、2学級仮教室ということでしょうけれど、足りるのでしょうか。
- 特別支援教育課長 済美養護学校では、マンツーマンにほぼ近いような状況でもやってございますが、重度重複学級で3名に対して教員1人、1教室、それから重度重複ではないお子さんたちにつきましては6名で1学級、1教員、1教室という形になってございまして、頭数というか、来年、この子とこの子が入ってくるよね、というのをこども発達センターやいろいろな療育機関の情報を得まして、それで算定した結果として、とりあえず来年度は2教室確保すれば足りるという見込みでございます。
- 委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。
- **折井委員** 桃井第一小学校の聞こえと言葉の教室の方が、要は無しになるということなのですけれども、これは廃止ということではないわけですよね。
- 特別支援教育課長 全部なくしてしまうということではなくて、今そこで授業を受けているお子さん方がいらっしゃいますので、それをちょうど線路の南側に、真っすぐ南に下りて行ったところにある高井戸第四小学校に移っていただくという形です。ただ、難聴のお子さんたちにつきましては、現在、通級している方がお2人いらっしゃいます。うち1名は6年生ということがございますので、場合によっては、難聴学級がある高井戸小学校の方に合併するということも考えられるところでございます。
- **對馬委員** 難聴というのと、普通の言語障害とは、指導が違うということなのでしょうか。
- 特別支援教育課長 同じ教室を使っておりまして、マンツーマンで、防音設備がかなり整っていて、聴力検査をやるような部屋もついているようなそういう教室で指導しております。ただ、指導の仕方としては難聴の子ども向けのものと、それから言葉の教室の方は言語障害のお子様の中に難聴もあって言語障害というお子様もいらっしゃいますが、多くの方が今、実は発達障害で言葉にあらわれているという方が非常に多いという現状がございますので、それで言葉の教室の後に情緒学級につながるというお子さんが多いということでございます。
- 對馬委員 高井戸第四小学校の方に新しくできる予定のものは、その情緒と言語障

害と、一応、別々につくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

- **特別支援教育課長** そのとおりです。プレイルームにつきましては、兼用で使おう というふうに考えてございますが、個別指導の教室と、それから集団指導の教室 につきましては、それぞれ別個に設けるつもりでございます。
- **對馬委員** 今の高井戸第四小学校で十分なスペースが確保できるということです よね。
- 特別支援教育課長 そのつもりでございます。
- **折井委員** 情緒の方と言語の方でやはり指導するスタッフも違うわけですよね。ということは同じところに移れば、次のもう1つの学級に移る時にその情報交換ですとか、そのあたりのうまい橋渡しがやりやすくなるということなのでしょうか。
- 特別支援教育課長 連携がうまくいくようになるというふうに考えてございます。
- **田中委員** 今、通級の子どもたちは結構、待機者も多いと聞いていますけれども、 高井戸第四小学校の方になったら、受け入れ体制は十分なのでしょうか。
- **特別支援教育課長** 高井戸第四小学校の方が、今、児童数も少ないというところも ございます。環境的にも比較的静かで、教室数も余裕があるというところがござ いますので、高井戸第四小学校での受け入れが適切というふうに考えてございま す。
- **折井委員** 対象のお子さんの保護者の方は、やはり大きな変化があるということで、 戸惑いですとか、いろいろご意見あるのではないかというふうに思うのですけれ ども、そのあたりはどうなっているのでしょうか。もしくは保護者の方に対する 説明などはどうなっているのでしょうか。
- 特別支援教育課長 今日、教育委員会にかけさせていただいた後に、保護者の方たちにも説明をしていきたいというふうに考えてございます。現在、通級学級のある桃井第一小学校と連絡、調整をしておりまして、保護者の方々にどういう説明をするのが一番いいのかというところを検討しているところでございます。この10月の下旬から12月の頭ぐらいまでにかけまして、できれば説明をしていきたいというふうに考えているところです。
- **田中委員** 保護者の方たちはやっぱり一番、通わせる際の通学距離だと思うので、 そこのところの説明を不安感がないような、持たないような説明を十分していた だきたいなと思います。
- 特別支援教育課長 わかりました。一生懸命、説明をさせていただいて、現在ある

言語障害学級が杉並第十小学校と高井戸小学校と桃井第一小学校というところでございますので、西のエリアというところでは高井戸第四小学校に移すというところでご理解いただけるように説明をしていきたいというふうに考えてございます。

- **對馬委員** 桃井第一小学校の中にあるから桃井第一小学校の通常に在籍して通っているというお子さんも多いと思いますので、そうなった時に授業の抜ける時間数が今度、ちょっと増える可能性がありますよね、通学時間分。その分を担任の先生たちもよく考えていただいて、「抜ける時間が増えちゃったね」みたいなことのないように、うまくフォローをしていただけるといいなと思います。
- **特別支援教育課長** わかりました。今度、高井戸第四小学校に移った段階では、また高井戸第四小学校の子どもたちも通級できるようになるかと思いますので、その辺は気をつけていきたいと思います。
- **委員長** 多分、そこのところが一番、保護者の方たちの思いとしては出てくる部分があるのかなと思うので、それよりもやはり高井戸第四小学校の方で、さらに充実したものをやるというあたりを出していっていただくというか、そういう部分が必要なのかなというふうに思います。これは将来的に、また桃井第一小学校の方に戻すというと変ですけれども、つくるというか、そういうことは、特には今の段階では考えていない。
- 特別支援教育課長 はい。今の段階では特に考えてございません。
- **委員長** 他にいかがですか。よろしいですか。

では、特にありませんので、ありがとうございました。

それでは続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」 の説明を生涯学習推進課長が欠席のためスポーツ振興課長からお願いいたしま す。

スポーツ振興課長 生涯学習推進課長が欠席ですので、私から代理でご報告をさせていただきます。「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」でございますが、9月分の報告でございます。

件数は9月分24件、定例で16件、新規で8件、内訳では共催が4件、後援が20件というふうになります。

お開きいただきまして、新規の共催あるいは後援名義についてのみ、ご報告をさせていただきます。最初に生涯学習推進課。「NPO 杖とランドセル」で、事業

名が「食育の舞台『明日、きみを食べるよ』in 杉並」というのを今回、新規で後援してございます。

また開きまして3ページ、学校支援課。これは新規の後援名義です。「プロジェクト ルクト」による「海外で活躍するアーティストによる東日本大震災復興支援チャリティーコンサート」でございます。

さらに 5 ページ、これは済美教育センターです。新規で後援名義です。「J-SHINE 東京トレーナー会」によります「J-SHINE 創立 10 周年記念イベントフォローアップ講座 in 杉並」です。

最後に中央図書館。新規が5件ございますが、うち共催名義が1件、4件が後援名義でございます。新規の共催は「かつら文庫(東京子ども図書館)」。これは「かつら文庫リニューアル記念講演会」ということで、以下、記載の後援名義が4件あるということでございます。

私からは以上です。

委員長 ありがとうございました。今のご説明にご質問等ありましたらお願いした いと思います。

よろしいですか。では、特にありませんので、ありがとうございました。 報告事項につきましては以上となります。

では、引き続きまして協議事項の方に入らせていただきます。日程第2 協議 事項「杉並区小中一貫教育基本方針の改定について」の説明を学校支援課長から お願いいたします。

学校支援課長 ご説明の前にちょっと訂正をお願いしたいのですけれども、資料1 枚目の裏側に新旧対照表がついております。そこの一番下に「資料編」とついておりますけれども、本日は素案の本文だけでお願いしたいと思いますので、こちら「資料編」については削除していただきたいと思います。また、別紙で素案もお付けしておりますが、その表紙をめくっていただくと目次がございますけれども、そちらにも資料1から3については当日ご配付いたしますと書いてありますけれども、今日は素案の本文でお願いしたいと思いますのでこちらはないという形でお願いできればと思います。

それでは私の方からご説明させていただきます。平成 21 年度に策定された杉並区小中一貫教育基本方針は、取組状況等を踏まえ、今年度、見直すこととなっています。そこで小中一貫教育の取組の進捗状況を調査、検証し、これまでの成

果を踏まえた基本方針として改定を行い、小中一貫教育のさらなる推進を図って まいります。基本方針(素案)を作成しましたので、本日はこれに基づき、ご協 議をお願いしたいと存じます。

改定の基本的な考え方をご覧ください。この基本方針は「杉並区教育ビジョン2012」を実現していくための方針であり、前回の教育委員会で骨子をご協議いただいた杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針等関連計画との整合を図ってまいります。現行の杉並区小中一貫教育基本方針をベースにこれまでの先進事例等を盛り込み、教育ビジョンに合わせ期間を平成33年度までとしてございます。

次に裏面をご覧ください。こちらは新旧対照表になっておりますが、現行の基本方針の考え方と基本理念を1つにまとめまして、基本方針の考え方とし、小中一貫教育の目的、必要性、特長といったものを加えてございます。

また、期待する効果と取組内容の項目を目指すべき効果としてございますけれども、効果1に「知・徳・体」の「知」と「体」の部分を、効果2に「徳」の部分が入るよう記載いたしました。効果3につきましては、小中一貫教育を推進するうえで重要となる地域との関わりについて記載してございます。

第3の「小・中学校の組み合わせと施設形態の考え方」では、施設一体型の整備は校舎の老朽化、学校規模など新しい学校づくりの視点により検討することや、通学区域や通学路の安全性や通学距離なども考慮に入れながら整合性を図る方向で定めるとしております。

次に、第4「小中一貫教育の推進に向けて」では、学校、教育委員会、地域それぞれが推進していく方向性を示してございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、本日、ご協議いただいたご意見に加え、今後、現場の先生方の意見も聞き、それらを反映させた基本方針(案)を12月に教育委員会に付議したいと考えてございます。

また、杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針(案)は、今後、パブリックコメントを行いますので、そこで小中一貫教育の項目について有益な意見が出された場合は、この基本方針にも反映させ、取り入れていくことも考えております。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明にご意見をお願い

できればと思いますけれども、いかがでしょうか。ご質問も含めて。

- **折井委員** 資料がない状態で、この基本方針の考え方を細かく質問することはためらいがあって、どのあたりまでお聞きしてよろしいものか、どうなのでしょう。 素案について、細かく中をお伺いしても。
- **学校支援課長** 参考資料を付けたかったのですけれども、まだ、どんなものをつけるか検討している段階でございますので、本文の中のご質問とかご意見いただければと思います。
- **折井委員** それでは、こういうデータが必要なのではないかとか、そういったような感じの質問でもよろしいのですか。
- **学校支援課長** もし、ご意見いただければ、今後、検討したいと思います。
- 折井委員 わかりました。1ページの「基本方針の考え方」の1、趣旨の2つ目の丸の一番最後の行で、小・中学校の円滑な接続で大きな成果を上げているということで、直感的には恐らくそうなのだろうということはわかるのですけれども、今後、この小中一貫を進めていくに当たっては、やはり、実施校での実施前と実施後で具体的に子どもたちがどう変化したか、実施前からのデータが恐らく必要だと思うのですけれども、その変化の様子がつぶさに観察できるような情緒面、学習面、親御さんの考え方、全ての面において、アンケートですとか学習の記録といったものも含めて、そういったものがあると、今後、進めていくうえで、必ず親御さんからそれが本当にいいのですかという質問が出てきて、現状から変わることが非常に保護者の方にとっても地域の方にとっても、どうしても負担に思ってしまうことなので、そういった形のデータというのでしょうか、そういうアンケートですとか、やるということを、これを機にかなり大きく打ち出した方がいいのではないかなというふうに思います。
- 済美教育センター統括指導主事 今、ご指摘いただいたとおり、データというものは非常に重要だというふうに考えております。例えば一例ですけれども、ある小学校の方で子どもの意識の調査をしたところ、交流をする前と後で、例えば中学校の勉強についていけるか心配であるというようなデータをとったところ、交流前では48%の子が6年生で心配だということだったのですけれども、その後交流後では39%ということで、そういう不安が解消されているというようなものもございますので、そういうものを有効に使っていきたいと。また、保護者の方で肯定率というのをとってございます。これも年々、保護者の方の理解が進んでいる

というようなところも見てとれるデータもございますので、そういうものも活用していきたいなというふうに思っております。

- **折井委員** 本当にそういった情報が、次に小中一貫になる保護者の方に心強いデータとなると思うので、ぜひ、たくさん集めていただきたいのですけれども、あともう1つ、5ページの効果1「学びの系統性・連続性を重視した指導による学力・体力の向上」とありますけれども、各教科で、教科ごとに影響の出方はもしかしたら違うかもしれないのですけれども、具体的な教科の中で小中の連携がある場合と、ごく普通の状況下と、サンプル校というのでしょうか、そのあたりから比較をして、具体的なところまでデータも集めていただくと、今後、流れとして大きな流れをつくりやすくなるのではないかなというふうに思います。
- **済美教育センター統括指導主事** 教科の中のそのようなデータというもの、これも 私どもの方で持っているものもありますし、学校それぞれが持っているものもご ざいますので、有効に使えるようなものがあれば、これも区民の方々に公表して いきたいなというふうに思っております。
- 田中委員 7ページの「小・中学校の組み合わせと施設形態の考え方」なのですけれども、施設分離型と施設隣接型と施設一体型、この3つがあるのはよくわかりますけれども、その中で施設一体型は小・中学校が一緒の施設で学習するというのはわかるのですけれども、施設隣接型と施設分離型の小中一貫の良さというのですかね、もう少しわかりやすく説明していただきたいなと思います。これだけでは内容的に理解しにくいかなと思うので、保護者の方たちが、そこの施設一体型ではなく施設分離型、施設隣接型で小中一貫をこれから実施していく中で、どういう形でよい方向に行くのかということをもう少しわかりやすくご説明いただきたいかなと思っております。
- 学校支援課長 基本的に杉並区の小中一貫教育はこの施設分離型なり施設隣接型は原則としてやっていく形になりますので、それ自体が小中一貫教育のメリットとなると思いますので、そういったものをお示ししていく必要があるかなと考えております。
- **對馬委員** 子どもの成長の中で小中一貫というか、この9年間は連続しているわけですよね、もともと。地域としてとか、家庭としてとか、子ども自身として、もともと連続しているものなので、分離して考えるのは学校だけ、むしろ学校とか教育委員会が分離して考えて、今まで考えてきただけのことのような気がするの

ですね。だから保護者として子どもを育ててきた時に思ったのは、子どもが中学になる時に「なんで小学校のことを先生たちは知らないのだろう」と。逆に言うと「小学校の先生はなんで中学校のことを知らないのだろう」と思うぐらい、今まで全然知らなかったような気がして、それに比べると、今すごく先生方が交流をすることでだいぶ円滑になってきているのではないかな、理解しようと教職員がすることが、やっぱり一番の連携のような気が私はするのです。だからそういうところが、うまく形がどうこうというよりも、やっぱり子どもに関わる人たちがその子を続けて見守るというか、その子の流れが分断されてないという意識をしていくことというのが一番大事なことなのかなという気がしますので、もともと家庭とか地域とかはそうやって見てきたわけで、やっぱり学校のそこの部分が、もっと教職員の交流とか、そういう部分がもうちょっと上がってきてもいいのかなという、具体的にこういう中にもあらわれてきてもいいのかなという気はしました。

- 済美教育センター統括指導主事 まさに委員がおっしゃるとおりだというふうに 思います。私ども、小中一貫教育を進める中で、指導の内容の系統性、それを先 ほどありましたように、小中学校の先生方お互いがそれをわかり合ったうえで進 めていく。また、指導の方法の連続性、そういったことも含めまして、お互いの 先生方がそれぞれに良さを生かしながら子どもたちの教育にあたっていくとい うようなことを考えておりますので、もう少し、その辺がこの中で、一般の方が 見てもわかるような表記というのを考えていきたいというふうに思います。
- **教育長** 對馬委員のご指摘は全くそのとおりで、「学校の常識は社会の非常識」とよく言われたのですけれども、学校の中にいると、目の前で展開されていることはよくわかるし、また、教師の誠実さとか人間性とかによって、本当にきめ細やかに対応していこうということはないわけではないし、むしろ、それぞれの学校はそれぞれやっているわけですが、例えば、小学校に入学してきた1年生を見て「全く保育園は何やってるのかしら」とか「幼稚園で何を教わってきたの」とかというセリフが今までなかったわけではないんですよね。それでいながら、幼稚園の年長組がもう年少の、例えば5歳児のクラスが3歳児の面倒を見ながらいろいろな日常活動をやっている場面があって、十分、年長者としての役割を果たせていたにもかかわらず、小学校に入学する時に手をつないで、もう本当に何もできない赤ちゃんを迎えるみたいなところもなかったわけではない。それはやはり

小学校の最年少の一番小さな子どもたちという見方をすれば、昨日まで年長者で あった子が、今日から最年少者であることを強いられるというか、そういう話が なかったとは思わないのですよ。また、それが常識になっていた部分もあったと 思います。同じように中学校と小学校もそうでした。それぞれが熱意と善意でや ってきたわけだけれども、やはりそれが最初に言った「学校の常識は社会の非常 識」ではないけれども、よかれと思ってやっていたことであっても、決してそれ はご指摘の、子どもの成長の節目節目にきちんと成長を理解したものであったか どうか。それは中学校の教員が小学校で何やってきたのだというのと全く同じで すよね。やっとこの間、杉並が小中一貫教育を標ぼうし始めてから足掛け10年。 具体的に基本的な考えを整理して取り組んできて5、6年経つわけですね。大き な変化は教員の変化です。小学校の教員が中学校の教員を理解し、何より中学校 の教員が小学校の教員の指導法を理解して、先ほど統括指導主事が言っていまし たけれども、お互いの良さを生かし合うところまでたどり着きつつあるという感 じです。今後は、その悪いところをあげつらう関係ではなくて、お互いの持って いる良さと持ち味を生かし合うようなそういう協力ができていけば、杉並型の小 中一貫教育は必ずいい成果が生まれてくると私は思っています。

委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

今、教育長がまとめていただいたかなと思うのですけれども、僕はこの「杉並教育ビジョン2012」の内容というのは非常にすばらしいなというふうに思っています。小中一貫というのも、新たなこれから目指していく部分の方向性も出ているのではないかなと思うのですけれども、メリットが非常に多いと思うのですが、逆にデメリットというものも当然、考えられる部分があるのではないかなと。この考え方について「いや、そうじゃないんじゃないの」というような保護者、地域の方もいらっしゃるのではないかなと思うのですけれども、そう多くは中身としてはないとは思うのですけれども、デメリットになる部分というのも、どう一貫教育の中で解消できるのかというあたりも、逆に今度はこれから話し合いをしていく中で打ち出していかなくてはいけない部分だろうなというふうに思うのですけれども。

学校支援課長 メリット、デメリットという話は地域の方とのお話でも出てくるのですけれども、例えば、一貫教育とかになってしまうと、先ほど教育長から最年長が最年少になってしまうという話もあった時に、6年生が今度、一貫教育で一

緒にやっていくと最年長のリーダーとしての役割を果たす時がないのではないかとか、そういったお話はあるのですけれども、それはまた、教育内容の中で解消して6年生には6年生なりのリーダーとしての役割を果たすようなものをやっていけばということで、課題はございますけれども、あえてデメリットではないのかなと思っています。

委員長 デメリットという言い方してしまってあれなのですけれども、課題として という部分があると思うし、その辺は教育長もさっきお話ししてくださったよう に、やはり先生方の意識というのは非常に重要になってくる部分だろうなと思う ので、その辺については、ぜひまた今後も現場と連携しながらということで、詰めていっていただければなというふうに思っています。

他によろしいですか。では、今の意見等を参考にして、さらに深めていってい ただければと思います。

それでは、以上で、本日、予定されていました日程は全て終了させていただきます。庶務課長、何かご連絡等ありましたらお願いします。

- **庶務課長** それでは、次回の日程でございますけれども、次回定例会は11月13日 (水)午後2時からを予定してございます。よろしくお願いいたします。
- **委員長** それでは、次回の定例会は11月13日(水)午後2時からということです ので、ご予定の方、お願いしたいと思います。

それでは、本日の委員会の方を閉会させていただきます。お疲れさまでした。